

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 4 年 7 月号

副業・兼業の促進に関するガイドラインの改定案

本年 6 月 27 日に、第 182 回労働政策審議会職業安定分科会が開催され、副業・兼業の促進に関するガイドラインの改定案が示されました。近年は日本においても、自社の業務に支障がない範囲であれば副業・兼業を認めるという企業が増えており、副業・兼業を望む労働者の割合も年々増加傾向にあります。今後副業・兼業を認める方針の事業主様は、改定されたガイドラインについて一度ご確認されることをお勧めします。

■ 企業の対応 ※ (4) が今回のガイドライン改定で追加された部分です。

(1). 基本的な考え方

(中略) 実際に副業・兼業を進めるに当たっては、労働者と企業の双方が納得感を持って進めることができるよう、企業と労働者との間で十分にコミュニケーションをとることが重要である。なお、副業・兼業に係る相談、自己申告等を行ったことにより不利益な取扱いをすることはできない。加えて、企業の副業・兼業の取組を公表することにより、労働者の職業選択を通じて、多様なキャリア形成を促進することが望ましい。(中略)

(2). 労働時間管理

(3). 健康管理

(4). 副業・兼業に関する情報の公表について

企業は、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において公表することが望ましい。

男女の賃金の差異の開示の方針について

6 月 24 日開催の労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令案要綱」「事業主行動計画策定指針の一部を改正する告示案要綱」の諮問が行われ、いずれも妥当との答申がなされました。今後、企業内において男女間の賃金差がある場合にも情報が公表される対象となります。男女の賃金格差について計算するツールも厚生労働省の HP にて公表されています。これに伴い、省令、告示、通達において次の事項が規定されていますのでご確認ください。

【省 令】

- ✓ 情報公表項目へ「男女の賃金の差異」を追加
- ✓ 常用労働者数 301 人以上規模の企業への「男女の賃金の差異」の公表・状況把握を義務付け
- ✓ 「男女の賃金の差異」について、雇用管理区分ごとに加えて、全労働者についても公表
- ✓ 初回の情報公表は、他の情報公表項目とあわせて今年 7 月の施行後に締まる事業年度の実績を開示

【告 示】

- ✓ 情報公表項目へ「男女の賃金の差異」を追加
- ✓ 「男女の賃金の差異」の具体的な計算方法等は厚生労働省雇用環境・均等局長が定めること

【通 達】

- ✓ 「男女の賃金の差異」を公表することの趣旨
- ✓ 「男女の賃金の差異」の算定にあたり必要となる要素の考え方
- ✓ 「男女の賃金の差異」の公表の区分を正規雇用労働者、非正規労働者、全労働者の3区分とすること（省令に規定する「男女の賃金の差異」の「雇用管理区分ごと」の公表は、他の項目と異なり、「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表を必須とすること）
- ✓ 具体的な計算方法、開示のイメージ
- ✓ 「説明欄」の活用方法

【助成金】 既存不適合機械等更新支援補助金についてのご案内

■建設現場やあらゆる現場で使用される、ユニックや安全帯。耐用年数があるというのはご存じでしょうか？

安全規格があり、適合しない場合は安全帯及びユニックの買い替えをしなければなりません。

その為、自覚していながらも使用を続けていると、人身事故や労働災害を引き起こす要因になりかねません。

しかし買い替えをするにも、痛い出費になるかと思われませんが、このような物にも補助金が出ます。



■一般公募での応募となるため、審査がございますが費用の半分を助成することが可能となっております。

※費用については上限が決まっております

補助金の概要を一部掲載しておりますので、ご参考までにご覧ください。

既存不適合機械等の更新の支援（間接補助金）

令和3年度予算要求額 4.2億円(令和2年度予算額 7.1億円)

- クレーン等の危険な機械等は、構造規格に適合しなければ譲渡、設置や使用ができないが、構造規格の改正時には、既存の機械等への適用が猶予されることが多い。
- 特に、資力の乏しい中小企業等においては、機械等の更新が進まず、既存不適合機械等を使用し続けるおそれ。
- このため、機械等の更新に要する費用の一部を補助する。（間接補助金）



間接補助対象の費用

既存不適合機械等を最新構造規格に適合させるために要する費用

- ①改正移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3t未満）の改修・買い換え等（上限100万円の1/2）
- ②改正安全帯の規格（平成31年2月1日）に適合していない既存の安全帯の買い換え（上限2万円の1/2）

※ 事業場規模、対象機械等の安全性等を審査の上、競争的に交付決定



説明は以上です。

大分省略してのご説明となりましたが、是非ご検討ください



お問い合わせは当法人まで！